

平成12年4月1日から「介護保険」が、実施されました。ここでは、介護サービスを受けるにはどのような手続きが必要かを中心に見てみたいと思います。

## 認定調査

まず、申請により、介護が必要な状態か調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

市区町村の職員等が自宅を訪問し、心身の状況などの基本調査（74項目）、概況調査、特記事項について、本人や家族から聞き取り調査を行います。（全国共通の調査票が使われます。）

### ○調査項目○

#### 基本調査

##### 1 身体機能・起居動作

- ・麻痺（5）
- ・拘縮（4）
- ・寝返り
- ・起き上がり
- ・座位保持
- ・両足での立位
- ・歩行
- ・立ち上がり
- ・片足での立位
- ・洗身
- ・つめ切り
- ・視力
- ・聴力

##### 2 生活機能

- ・移乗
- ・移動
- ・嚥下
- ・食事摂取
- ・排尿

##### ・排便

- ・口腔清潔
- ・洗顔
- ・整髪
- ・上衣の着脱
- ・ズボン等の着脱
- ・外出頻度

##### 3 認知機能

- ・意思の伝達
- ・毎日の日課を理解
- ・生年月日を言う
- ・短期記憶
- ・自分の名前を言う
- ・今の季節を理解
- ・場所の理解
- ・徘徊
- ・外出して戻れない

##### 4 精神・行動障害

- ・被害的
- ・作話

##### ・感情が不安定

- ・昼夜逆転
- ・同じ話をする
- ・大声を出す
- ・介護に抵抗
- ・落ち着きなし
- ・一人で出たがる

##### ・収集癖

- ・物や衣類を壊す
- ・ひどい物忘れ
- ・独り言・独り笑い
- ・自分勝手に行動する
- ・話がまとまらない

##### 5 社会生活への適応

- ・薬の内服
- ・金銭の管理
- ・日常の意思決定
- ・集団への不適応
- ・買い物
- ・簡単な調理

##### 6 その他

- ・特別な医療(12)

(主治医意見書)

市区町村の依頼で主治医が意見書を作成します。主治医がいない場合は、市区町村の指定の診察が必要になります。